

中央建設業審議会

工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ（第6回）

令和2年6月30日

【藤井建設業政策企画官】 委員の皆様おそろいでございますので、ただいまから第6回中央建設業審議会工期に関する基準の作成に関するワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様方には御多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日お手元に配付いたしました資料の一覧は議事次第に記載しておりますが、不足はございませんでしょうか。本日、ダブルクリップで留めている中に、基準（案）というわけ込みの資料に加えまして、ダブルクリップの下に、表紙は同じで恐縮でございますけれども、見え消し版の資料も御用意しております。前回、第5回から修正した箇所を表記した資料も配付させていただいております。不足等ございましたら、事務局のほうにお申しつけください。

報道関係の皆様方の冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日のワーキンググループは、委員の過半数の出席を頂いておりますので、中央建設業審議会工期に関する基準の作成にワーキンググループ運営要領第3条第1項の規定による定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、同運営要領第4条第1項により、本委員会は公開されております。

次に、事務局から委員の交代について御報告申し上げます。

電気事業連合会の稲月勝巳委員につきましては、6月24日をもちまして本審議会の委員を退任し、新たに菅弘史郎委員に御就任いただいておりますので、御紹介申し上げます。

【菅委員】 菅でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【藤井建設業政策企画官】 また、本日は、全国建設業協会の青柳剛委員及び東京都の村上清徳委員より御欠席の連絡を頂戴しておりますことを御報告いたします。青柳委員の御欠席につき、牧角修技術顧問に代理出席いただいております。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本日のワーキンググループは、扉を開ける、

座席の間隔を空けるなど、3密対策を講じさせていただいております。御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、本日御出席の皆様におかれましては、マスクの着用等、感染拡大防止に向けた対応を取っていただきますよう、御協力をお願いいたします。

加えて、マイクの使用についてお願いがございます。前回もこの会場で開催いたしましたけれども、御発言の際にマイクを通して御発言いただかないと、端のほうに行くと音声が聞きにくいということがございましたので、委員の皆様におかれましては、御発言の際マイクを通して御発言いただきますよう、重ねてお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。これ以降の議事の進行は、古阪座長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【古阪座長】 それでは、手元の議事次第に基づきまして、議事に入らせていただきます。

工期に関する基準（案）について、事務局からまず御説明をお願いいたします。

【藤井建設業政策企画官】 それから、事務局から御説明申し上げます。

工期に関する基準の一番下に置かせていただいている見え消しの資料に基づいて、前回からの修正箇所を御説明させていただきます。

まず1ページ開いていただきまして、2ページ、3ページ目、目次でございます。これは誤字脱字というか、てにをはの修正をさせていただいてございます。

4ページ目から、第1章総則でございます。

5ページ目の一番上でございます。政府の取組について、工期の請負契約がなされ、長時間労働等が発生しているということで、現状についての補足をさせていただいております。

5ページ目、下のほうの31行目でございます。受発注者間の工期について、特に専門工事ごとの多様な工期で構成されているということの加筆。あるいは、35行目、全工程を通して適切に設定するというを加えてございます。

6ページ目を御覧ください。まず一品受注生産の記載箇所でございます。建設工事の目的物は、同一の型で大量生産されるような工業製品とは異なり、その目的（オフィス、商業等）のところで記載を丁寧に書いてございます。また、前回御意見いただきましたけれども、目的物が同一であっても、天候、施工条件等によって施工方法が影響を受けるため、工程は異なるものとなるということも加筆させていただいてございます。

6 ページ目の一番下のほう、32 行目でございます。(3) の考え方の (i) でございます。もともと基本的な考え方というので、公共・民間共通の考え方ということをご明記させていただいております。

また、7 ページ目の下段、25 行目、もともと規定されている費用の見積りだけでなく、日数の見積りということで、表現の適正化を行っております。

8 ページ目を御覧ください。9 行目から表現を加筆してございまして、特に受発注者間の法令遵守等の記載でございますけれども、天候、地盤等の諸条件や施工上の制約等、基準を踏まえて検討された適正な工期設定を行うとともに、本基準を踏まえた適正な工期設定を含む契約内容について十分に理解・合意したうえで契約を締結するのが基本原則であるということ。また、なお書きですけれども、前工程で工期遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合の、元下間の協議ということで、下請にしわ寄せがいかないようにというところで、ここに記載をしております。

その後、表現の適正化とかてにをはの修正をずっと下してございまして、11 ページ目を御覧ください。12 行目からですけれども、元下間において下請負人の工期の見積りを尊重して適正な工期を設定するというのと、後工程がしわ寄せを受けることのないよう工期を適切に延長するといったことを記載させていただいております。

飛びまして、13 ページ目を御覧ください。一番冒頭でございますが、工期というところで表現を適正化しております。工事の着工から竣工までの期間というふうに訂正してございます。

9 行目、中段でございますが、「そのため」というところで、生産性の項目に加えて、適正に工期を設定するための知見や生産性向上のノウハウを盛り込むということで、そういった知見を活用するということを記載させていただきます。

16 行目の用語の定義の冒頭、工期でございますけれども、ここは訂正でございます。竣工・引渡とございますが、これは竣工までの期間でございます。本文のほうも、これも訂正させていただきます。失礼いたしました。

14 ページ目、冒頭、工期設定における受発注者の責務ということで、ここの書き分けを丁寧に行っております。冒頭、公共工事では発注者が設定し、入札に付される。他方で、民間工事の設定の考え方について場合分けしてございまして、まず受注者の提案等に基づいて発注者が設定する場合、続いて受注者が発注者の希望に基づき提案し双方が合意の上で設定する場合、続いて施工段階より前に受注者が参画し受発注者双方が合意の上で設定

する場合と、様々な場合があるということで加筆してございます。

14ページが一番下からですけれども、発注者の果たすべき責務の箇所でございます。
15ページ目、一番上に緑色で記載してございますけれども、これは記載場所を移したものでございます。1行目から、発注者・設計監理者等々という前半のもの決めのくだりまで、これは民間工事に関する記載でございますので、後ろのページ、16ページ目の中段、10行目から、民間工事として、特に建築工事において、発注者云々というふうに、こちらの記載箇所を変更してございます。

15ページ目、先ほどの箇所へお戻りいただきまして、後段3行目から、大規模な工事について可能な範囲での見通しの公表やというところは、工事全般に関わりますので、中段の14行目から、ここの箇所に記載場所を移してございます。

7行目から、これは前回御意見いただきました、エンジニアといった知見の活用ということで、発注者において適正な工期設定に関する知見を有する者（エンジニア等）が工期算定の職務に従事している場合は、工期設定の検討段階でその知見を十分に活用・反映させる必要があるということを加筆してございます。

26行目からでございます。この工期短縮等というのが、もともと16ページ目の一番下のほうに民間工事として記載していたものを、こちらに移してございます。加えて、工期の短縮のみならず、省人化といった、そういったメリットを加筆してございます。

続いて、16ページ目が一番下、26行目からです。これは住宅不動産分野で前回御議論ありました論点をここに記載してございます。災害や不可抗力等により、引渡日の変更があり得ることを売買・賃貸契約時に当該建物を利用する者等に説明する。適正な工期が設定されている中で、災害や不可抗力等により現実に工程の遅延が生じ、建設労働者の違法な長時間労働を前提とする工程を設定しなければ遅れを取り戻すことが不可能な場合、当該建物を利用する者等に引渡日の変更について理解を求めるということを記載させていただいています。

17ページ目の25行目から、工期変更に関するところでございますけれども、掛かり増し経費について、下請契約へ適切に反映するとともに、遅延の原因が発注者（設計者を含む）である場合は、受発注者間で協議を行い、発生した費用を求めるということでございます。

続いて、18ページ目の中段、14行目から、平準化の箇所でございますけれども、ちょっと言葉を足しておりまして、各々の工事における施工時期を繁忙期からずらすことで

安定した工程や労働力の確保といったコスト減などが見込まれる場合は、発注者にその旨を提示するということ。

18行目から、生産性向上の観点でございますけれども、その取組によって生じるコストの増減、メリット・デメリット、必ずしもいい場合ではなくて、それぞれメリット・デメリット両方発生しうるということで、しっかり適切に説明する必要があるということを加えてございます。

19ページ目から、第2章、工期全般にわたって考慮すべき事項ということで、各委員の皆様から専門的な知見を頂きまして、いろいろ加筆させていただいております。簡単に御紹介いたしますと、例えば、14行目から、冬期における施工の困難性、それに伴う夏期への工事の集中と輻輳、そういったことを書かせていただいております。

20ページ目、週休2日の確保ということでいろいろ記載してございますけれども、簡単に御紹介しますと、9行目からでございます。特に建設業の特徴として、日曜のみ休みという状態が続いていた建設業において、週休2日（4週8休）を全ての建設現場に定着させていくために、業界が一丸となり、意識改革から始めなければならないといったことを丁寧に書かせていただいております。

21ページ目の冒頭でございます。こういった週休2日の観点から、他方でですけれども、技能労働者の処遇水準の確保に十分留意し、労務費その他必要経費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図ることが必要であるということも、留意点として書かせていただいております。

その後、23ページ目も、技術的にいろいろ修正を加えた点、あるいは（4）の制約条件で、頂いた御意見を反映しております。

それ以降、第2章関係は、特に留意すべき点ということで、例えば25ページ目の一番下のほうですけれども、行政との関係で、河川管理、土地の掘削、あるいは消防との関係とか、その辺で頂いた御意見を盛り込ませていただいております。

26ページの（8）労働・安全衛生の箇所でございますけれども、20行目から、現場で安心して働けるようにするとともに、質の高い建設サービスを提供していくという趣旨を加筆してございます。

また、26行目から、キャリアアップ、社会保険等を書いてございますけれども、技能労働者の処遇改善を図っていくことが必要ということを加筆してございます。

続いて、28ページ目、第2章の最後でございます。工期管理の関係で、一番下、15行

目から、各工種の工程の遅れが全体の工期の遅れにつながらないように、受発注者が常に工程管理のクリティカルパスを認識し、クリティカルパス上の作業の進捗を促進するよう適切に進捗管理を行う必要があるということを加えてございます。

続いて、第3章、29ページ目からでございます。冒頭加筆してございますけれども、8行目から、各工事の特性についてそれぞれ留意が必要であるということで、工事によって内容やその工程は多様であり、以下に列挙する事項が必ずしも全ての工事において考慮すべき事項に該当するとは限らないため、個々の工事の工程や性質に応じて適切に考慮されたいという留意点を加えてございます。

この第3章も同様に、各委員の皆様から頂いた専門的な知見を加筆していただいております。特に加筆した点を御紹介いたしますと、34ページを御覧いただきながらですけれども、特に土木関係でございます。34ページ目の中段、(ii) 土工事ということで柱を立てております。各工事、地山掘削における留意事項であったり、35ページ、盛土工事ということで、留意事項を加えてございます。

関連して土木工事で、36ページ目中段、(iv) で、シールド工事ということで、ここの記載箇所も加筆させていただいております。

第3章の最後でございます。40ページ目でございます。最後の節で、原型復旧条件という(iii)の箇所でございますけれども、留意事項として、「また」ということで、工事施工に支障のある埋設物、架空線の切り回しを行った場合には、復旧が必要となるので、相当期間を考慮するほか、施工に際して既設道路を仮復旧とした場合には、竣工前に本復旧範囲を道路管理者に確認した上で、本復旧の施工を行う期間を考慮する。施工と並行して実施する場合もあるということで加筆しております。

続いて、第4章でございます。分野別考慮事項でございます。冒頭、この第4章の趣旨について補足的に記載をしております。

中段、17行目からでございます。先ほどの発注者の責務を記載した内容と同じでございますけれども、災害等の不可抗力時において、引渡変更について理解を求め、適切に工期を延長することが必要であるという、同様の内容を記載してございます。

続きまして、第5章、46ページ目でございます。働き方改革・生産性向上に向けた取組ということで、前回お示しした際には、第5章の本文の中にいろいろ事例を記載しておりましたが、具体的な事例については別紙ということで、別冊扱いにさせていただいて、第5章の趣旨を冒頭書いてございます。働き方改革や生産性向上を進めるに当たっ

て、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考にして、様々な創意工夫を行っていくことも必要であるということで、趣旨を加筆した上で、具体的な事例は別紙ということに再整理させていただいております。

最後、第6章、47ページ目でございます。その他の章でございますけれども、冒頭、この基準の趣旨というものを改めて書いておまして、中建審において作成・勧告されるものであり、発注者、元請人、下請人問わず本基準を踏まえて適正な工期を設定することで、建設業の担い手が働きやすい環境を作っていくことが重要である。また、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合には、許可行政庁は勧告できることとされているということで、また加えて、コロナの関係についても冒頭触れてございます。

(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応ということで、なお書きで、著しく短い工期と判断された場合における行政庁の勧告処分、勧告に従わないときには、その旨を公表という改正法の規定を記載してございます。

最後、48ページ目でございます。基準の見直しということで、この基準、中建審で勧告後、今後、本基準の運用状況を注視して、必要がある場合には適宜見直すということを加筆してございます。

本文自体は、49ページ目で終わりでございます。それ以降、もともと第5章の事例としてつけていたものを、別紙ということで後ろにつけてございます。一部、優良事例の中でてにをはの修正をしておりますけれども、これを参考資料ということで、別紙で添付する形で取りまとめさせていただければと考えてございます。

事務局からの説明は、以上です。

【古阪座長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に対する御質問、御発言についてですが、前回90分でまとめてやるということだったんですが、3段階に分けて、最初に初めの1章、総論と2章、工期全般にわたって考慮すべき事項について、約30分自由討議をする。続きまして、その次に3章、工程別に考慮すべき事項、4章、分野別に考慮すべき事項について、やはり30分程度を見てやります。それから、最後に5章、働き方改革・生産性向上に向けた取組について、6章、その他について御議論をお願いしたいと思います。そのような意味で、約30分ずつの分散ですが、場合によっては、どの部分から長くなるということもあると思いますが、合計で90分程度で終わりたいと考えております。

では、まず1章、総論、2章、工期全般にわたって考慮すべき事項について、御質問御意見がございましたら、御発言をお願いします。どうぞ。

【佐藤（善）委員】 全室協の佐藤でございます。我々、一般社団法人建専連の一員としまして、いわゆる下請の立場で、今まで1回目から5回目までいろいろと意見を述べさせていただきました。

我々が、その下請として、適正工期の設定、これに当たって大前提としては、今まで話していたとおり、もろもろの条件や施工上の制約、これを加味した上で適正な工期を設定していただくと。

次に、前工程の都合で着工が遅れた場合とか、この場合には、相応して納期を延長していただくと。どうしても納期の延長が難しい、それで工期が短縮されるという場合には、原則として、請負金額が上昇すると。この辺を共通認識として、適切に変更契約、これを行っていただきたいと思っております。

これを、まず発注者、受注者、元請負人、これが理解していただくというのが一番だと思います。この点、説明いただきましたこの基準（案）の8ページの12行目から16行目、「なお、前工程で工期遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、元下間で協議・合意の上、必要に応じて工期を延長するほか、必要となる請負代金の額（リース量の延長費用、短期間施工に伴う人件費や施工機械の損料等の掛かり増し経費等）の変更を行う。」というふうに入れていただきました。

ただ、もうちょっと強制力を高めていただいて、この変更等を行わなければならないというふうな書き方にしていただければ、我々としての立場も少しは変わってくるのかなと思っております。

あとは結構でございます。以上です。

【古阪座長】 ありがとうございます。

何か事務局から御回答というか、ありますか。

【藤井建設業政策企画官】 ここのなお書きの前提は、前工程の工期遅延が発生し、適正な工期が確保できなかった場合という限定で書いていますので、工期が確保できなくなった場合においては、そういう変更等を行わなければならないという、実際に変更する場合には、行わなければならないという形で記載をしたいと思っておりますけれども。ほかの委員からの御意見がなければ、「行わなければならない」と記載させていただきます。

【古阪座長】 これはちょっと考えないといけないと思います。「行わなければならない」と

いう、そこまでの強制力を基準で出すかというね。それから、それを出せば、いろんなところに同様なものがあります。

それから、もう少し言えば、本来、工期が後工程に影響を及ぼすということが当然あるわけですが、もう一方で、初めから設計変更行為をやらないといけないという、その辺が、前にも申したと思いますが、日本の場合は、せいぜい1年に1回か2回の設計変更検討が発注者と元請負側でやられる。本来は、設計変更ごとに、妥当でやるかどうかというのは、やるべきことなんです。今までの日本の制度で言うと、そういう経験がないものですから、今もその状態でやるわけですね。いずれ、それはやはり設計変更ごとに判断すべきことということになると思います。それは公共が率先してやるべきことですし、民間工事でもそうなんです、それが依然として変わらないという、特に建築の世界がそうなんですけどね。

その辺で、特に特定のところだけを「なければならない」というのは、今はやめたほうがいいと私は思います。

【佐藤（善）委員】 よろしいですか。我々、先生おっしゃるとおり、設計変更がなかなか工種別にできないということになると、特に仕上げの段階、特に躯体の部分が遅れたものが仕上げのほうでカバーすると。そうした場合に、前も御説明したとおり、多くの職人を応援で入れたり、または長時間労働、休日出勤、そういったものでこれを対応しているのが現状です。

その部分について、当然ながら経費がかかってきますので、その部分が、元請さんと話をして、お金がなくなってしまうとか、施主との追加契約、これがはっきりしない限り払えないとか、なかなか難しい状況になるんですね。

その辺のところがあるものですから、ちょっとお願いしたいなと思って発言させていただきました。

【古阪座長】 僕はいいんです。どうですか。よろしいですか。

【藤井建設業政策企画官】 ここの論点は、まさに発注者、元請と、委員の皆様の御意見を頂ければと思います。

【木谷委員】 よろしいですか。日建連の木谷です。

今のところの前工程ですが、12行目です。この前工程という言葉は、今回のこの基準では、あくまでも着工してから竣工するまでの工期が対象ですが。実は、前工程の言葉の意味の中に、着工する前の工程が当然あるわけです。事業計画から始まって、設計段階に

至り、確認申請が下りるまでがあります。

ここがもしずれ込むと、結局、トータルの工期がまた詰まってしまいます。その分の工期のしわ寄せが今ここにはうたわれていないのですが、本来は、この前工程の中に、着工前の工程、このあたりも同じように議論すべきであり、ずれた場合は、当然、突貫になるとか、余分な費用がかかるということがあるので、ぜひ検討していただきたいと思います。

【古阪座長】 事務局、何かありますか。

【藤井建設業政策企画官】 この前工程の趣旨ですけれども、ここの概念で捉えている前工程は、13ページ目を御覧ください。この工期で、1つの大きな全体の工事で言うと、着工、竣工まで。ただし、その元下間の工期、それぞれ躯体等、最後の仕上げにいろいろA、B、Cとモデル的に書いてございますけれども、例えば契約Cの工期にとっては、前工程たるAやBの工期が遅れた場合という、この工事全体の工期の中の前段の工事についての前工程ということで、ここの本文8ページ目は記載させていただいております。

なので、その前工程たるA、Bの工期が遅れた場合、当然、最後のCについて、適切な工期が確保できなくなる場合が発生しうると。そうした事態が発生した場合の記載ということで、本文を書かせていただいております。

【木谷委員】 冒頭にお話ししたように、今回は着工から竣工までの工期と理解はしているのですが、現実問題として、例えば確認申請が遅れたとか、そういうことでしわ寄せが出てくる場合もあるわけです。そのあたりは、今回これに入っていないのですけれども、我々としては、その辺が過去においていろいろそういうトラブルがあったものですから、何とか配慮できればありがたいというところであります。

範囲が少し違うことは間違いないですが。

【古阪座長】 これは第1回の基準を作っているところで、今のようなことまでどんどん書くと非常に大変なことになって。もっと言いますと、これ前提に、ずっと50年、60年やってきちゃっているんですね。本来、もう少しきちんと分けたやり方を日本もぼつぼつやらないといけないというのが私の持論ですけど、ここで持論を吐いてもしようがないんですが。

基準ですから、今の御意見は頂戴して、次にやるときには必ずそういうことを検討するというのは、私も賛成ですし、それから、工事の中だけの前工程と後工程で、後ろが常にかんりの苦勞をされているということに関してもよく理解しておりますので、その辺も含めて、今後の検討という意味では、何らかの形で検討していきたいと思いますが、今のこ

の第1回の基準作りというところで全てを書き込むというのは、恐らく難しいだろうと思います。

【木谷委員】 分かりました。結構です。

【古阪座長】 それでは、次、どうぞ。

【齊藤委員】 J R東日本、齊藤でございます。

今の点について、前工程というのが、13ページでいう下請契約のA、Bというふうにお聞きしましたが、いわゆる発注者と元請会社との間では、包括して工事契約をしており、この中で、前工程がどのような理由で遅れたかによって、発注者と元請会社との間の契約がどうなるかということになるかと思っておりますので、この文章だけですと、前工程で遅延が発生したから、工期の延長ほか、請負代金の変更をするというような記載ですと、誤解を生むのではないかなと思います。

【藤井建設業政策企画官】 確かに、前工程の工期遅延の原因について、ここは受注者、発注者の責務で書いておりますけれども、その原因、発注者の原因か、受注者の原因か、それとも不可抗力になるかと、そういったそれぞれの場合に応じて、その解決策、契約変更の内容は変わってきますので、そういった工期変更の原因が誰にあるか、何に起因するかというところは、加筆して丁寧に書かせていただきたいと思っております。

【古阪座長】 よろしいですか。どうぞ。

【今泉委員】 日本電設工業協会の今泉です。

先ほどの経費の変更等を行うという、しなければならないというふうにするというところでは、我々も業界内の会員等にアンケートをしてみますと、工程遅延等による経費の増額を認めてもらいたいというのが大体4割ぐらい、6割ぐらいの会員会社については、認められなかった事案が多数あるというようなことになっておりますので、ぜひ、もう少し強めのものにしていただければなと思います。

それとは別なんですけれども、第3章に記載していただいた概成工期のやつを第2章のほうに持ってきていただきたいという意見を事前に提出いたしましたけれども、第2章のほうに持っていったいただきまして、本当にありがとうございました。

それと、あと細かいところで1点なんですけれども、11ページの13行目のところに前工程で「工期」が遅延しというふうにありますけれども、前工程で「工程」が遅延しのほうが分かりやすいのではないかなと思われましたので、意見させていただきます。

以上です。

【藤井建設業政策企画官】 てにをは関係、頂いた意見も踏まえて、事務局で整理したいと思います。

【古阪座長】 よろしいですか。今の連絡、よろしいですか。

では、ほかにございますか。

ここでまたちょっと別の話をしますけれども、発注者と施工者というのか、請負者のこの関係だけをやっていますけれども、建築の場合で言うと、設計者の立場というのは、工事監理の立場としてあるわけですね。ですから、その辺のやり取りというのは非常に複雑になりますので、あまりそれらを含めてここに書き込むというのは難しく、基準の下で、それを実際の実施の見通しというのは各団体で考えられるとか、あるいは、それをもう少し、例えば数カ月あるいは1年やって、こういう点がおかしいのではないかということがあれば、それはまた国交省のほうでも検討していただくとか、そういうような実際の事例を積んで、かつ、他の発注者以外の方の参加もあるわけですから、土木でもコンサルという立場も人もいますし、それから、CMとか、PMとか、そういう人たちの立場もあります。それは法的には制度としてはありませんけれども、そういうこと存在ということも結構複雑なことになりかねないので、その辺は、今の工期の基準ということをまず作り上げた後で、修正なり加筆なりやっていくというふうに皆さんにもお考えいただいて、今のような御意見をどんどん出して、今日ということだけではなくて、その後にも出していただいたら、より健全な建設産業の動きになっていくのではないかと思います。そういうふうに理解して発言していただけるとありがたいですね。

1章、2章、また後で時間がありましたらやりますから、次に進んでよろしいでしょうか。

それでは、次、3章、4章について、御意見、御質問のある方、御発言をお願いします。

非常に静かになりましたけど、もうちょっと意見は言ってください。遠慮なく。どうぞ。

【仲田委員】 3章、4章ですけれども、16ページの26行目からで、発注者の責務ということで、住宅とか不動産分野を念頭に、災害や不可抗力等で、引渡日の変更があり得ることを当該建物を利用する者等に説明する云々と入れていただいたんですけれども。

41ページのほうで、17行目以下で、念のため同じ文章をここに入れるということを書いていただいたと思うんですけれども、41ページ目のほうの文章が、言葉遣いとか表現とかが16ページのほうとずれてしまっています。

もちろん、16ページのほうが発注者の責務ということで、発注者という主語が文章に

入っていないので、41ページにそういうのを入れて補っていただくのはいいんですけれども、例えば41ページのほうですと、説明する相手が消費者となっておりますけれども、建物の、今までエンドユーザーと言っていましたけど、エンドユーザーになる方は個人の消費者だけではなくて、企業とかもあるので、消費者という用語はおかしいとか、違法な長時間労働を前提とする工程の設定をしなければならないような場合にはと41ページは修正されていますけれども、16ページのほうは、建設労働者の違法な長時間労働を前提とする工程の設定をしなければ遅れを取り戻すことが不可能な場合となっているので、この辺、平仄を合わせていただければと思います。

【藤井建設業政策企画官】 すみません、事務局の反映漏れでございます。16ページに表現を合わせて、建物の利用者とか、取り戻すことが不可能な場合というふうに修正させていただきます。御指摘ありがとうございます。

【古阪座長】 ほかには、いかがでしょう。今のよろしいですか。ほかに。

【藤井建設業政策企画官】 すみません、事前に頂いた意見の反映漏れ、先ほど説明が漏れてございます。すごく細かい点なんですけれども、44ページ目の15行目、事前に意見をもらっていましたけれども。後段、発電事業者の連携希望日の「携」が、電気系統の「系」で修正してくれという意見を頂いております、ここは反映漏れになっています。反映いたします。失礼しました。

【古阪座長】 よろしいでしょうか。

では、また最後のところで御意見があればということで、次、5章、6章のところについてですが、ここについて御意見、御質問等があれば、お願いします。

これはやはり御意見がないので、私が少ししゃべりますと、いろんな工事、土木・建築の工事だけではなくて、電力とか、JRの鉄道とか、そういうところも入りますと、様々な細部で言うと意味が違ったり、そういうことがありますので、それを今回、初めての実験的なこととして基準が作られています。ですから、施工の段階というのが、私自身、かなり見せていただきながら、もう少し丁寧にやるか、あるいは、もう少し簡単にするか、どちらかにしたほうがいいのではないかという意見も持っております、そういうのでかなり修正はされています。

しかし、ここにも、これはちょっと我々は違うよというようなことがないことはないんですね。そういうことも、今日で本来のこの基準のワーキングは終わりますけれども、それがきちんと出た段階でも、その後でも、お気づきの点は、各団体を代表してというこ

とでなくても結構です。御意見は今後に修正をしていくべきではないかという、そういうことをもう少し気楽にやっていただいたほうがいいと思います。国交省のほうも、そういうのに対応して、まともな内容に持っていくというのが本来あるべき姿ですから、そういう意味では、今日だけではないと思います。一応今日のけじめとしては、基準ということを出していますけれども。

そういうようなことで、今もさらに御意見があれば、出していただいたらいいと思いますが。3章、4章、よろしいですか。

それでは、まず一通り行きますので、次、5章、6章についてですが、ここについても御質問があれば、遠慮なく出してください。どうぞ。

【**牧角技術顧問**】 全建でございます。

6章のその他は、全体の総括だと思いますが、この基準は中建審が作成し、実施を勧告することができるもので、行政省庁が勧告するための基準を今回お作りいただいているものと理解しています。

実際に著しく短い工期と判断するのは、行政省庁と思いますが、その判断材料をどうするかということ、**「これ、短いんじゃないですか」**と受注者が申し入れたときに、それを行政省庁が判断していただけるものと思います。

公共工事を例にすると、発注のときに初めて契約の翌日から何日間、もしくは何月何日までと期間だけが示されます。考慮すべき項目は、2章、3章に考慮すべき事項としてたくさん書いていただいています。実際にそれぞれ考慮すべき事項が発注時にどれくらい入っているというのを、どういうふうに出注者として確認すればいいのかというのは、ちょっと難しいところがあると思っています。

2章の最後、28ページ目に、発注段階で概略工程表を提示する取組が行われていること、また一番最後、追記いただいている、受注してから受注者と発注者が一緒にクリティカルパスを確認して、常に工程の進捗管理を行うこと。細かい項目が発注時にどれくらい配慮されているかというのを受注者が確認していくことになるかと思いますが。

そのあたりのことを考えると、必ず添付するのはなかなか難しいとは思いますが、工程表なり工程に係る条件の明示、もしくは施工中の進捗管理の確認、これを、必ずとは言わなくても、行うことが標準であるをもう少し強く書いていただきたいと思います。

受注者側が何を根拠に、**「これは短いんじゃないか」**という判断は、受注者側から行政省庁に申し入れるときに、根拠は何だと聞かれるものと思っています。その根拠を確認する

ための材料となり得るものをもう少し書いていただけると有り難いと思います。

47ページのその他の4行目、締結された請負契約が、本基準等を踏まえてとあります。「等」というのは、ガイドラインだとか、その他の各種要領と思いますが、他の工期に関する要領等の内容から見ても少し短いのではないですかというのを具体的に持っているのか、分かれば見解を教えてくださいたいと思います。

以上です。

【藤井建設業政策企画官】 この基準の考え方について、改めて御説明させていただきます。11ページ目をお開きください。(4)本基準の趣旨ということでございます。

この基準自体は、著しく短い工期に該当するか否かの物差し、メルクマールとしての基準ではございませんで、あくまでも適切な工期を設定するために受発注者が考慮すべき事項の集合体であると。そのために、この工期基準を踏まえて工期を検討、設定していただく。具体的な中身については、3章、4章といろいろ具体的に書かせていただいております。

著しく短い工期の考え方ですけれども、29行目からなお書きで書いてございますけれども、本基準は、1つの適切な工期を勘案するべき集合体に加えて、過去の同種類似工事の実績との比較とか、実際に建設業者が行う工期の見積り、今回、改正法に基づいて、金額だけではなくて、工期の見積りも提出いただく形になっております。そういった提出された見積りの内容がどうかということ、個別の工事事例と実際の提出された工期が妥当かどうかということ、行政庁のほうで確認した上で、そういった勧告に該当するか否かというのを判断すると。

そういう意味で、この基準自体が、処分、勧告の判断基準ではないということは、改めて御説明させていただきたいと思います。

【古阪座長】 よろしいですか。

【牧角技術顧問】 はい。

【古阪座長】 ほかにはいかがでしょうか。

そうしますと、最初から最後まで1章から6章、その他まで含めて、御意見とか御質問を頂戴したいと思います。どうぞ。

【齊藤委員】 すみません、先ほど言い忘れましたが、1章の18ページの18行目、いわゆる工期短縮に関わる提案、生産性向上の受注者側の責務のところについて、民間工事と記載がありますが、前回も言ったと思いますが、これらに関しては民間工事も、公共

工事も同じではないかな、共通ではないかと思しますので、そこは共通として記載したほうがよろしいのかと思います。

【藤井建設業政策企画官】 すみません。公共の場合は、発注者のほうで具体的な工法、技術的に一定の工法が示されて入札にかけられるという事例が多いということで、今回、特に民間工事において具体的な工法とか提案というのをを出していただきたいという思いで、民間工事という形で今書かせていただいております。

が、御指摘のとおり、もし公共のほうでもこういった事例がいろいろあるということであれば、まさに共通事項という形で再整理させていただきたいと思しますので、事務局のほうで検討させてください。

【古阪座長】 この件も、かなり土木のほうも自由の方向になっています。それは、指定工期、指定仮設ということで、そういうことがあった。それから、建築はもともと自由です。それでも、一応予算を立てる上では、きちんとした仮想の計画は立てないといけないという。これは当たり前の話。

だから、ちょっと違いますけど、一応どれぐらい公共工事の中で、そういう制度が民間に近づいているかというのは、調べていただいて、一緒になれば、書いていただいたほうがいいかなと思いますね。よろしいですか。

それでは、ほかにいかがでしょう。

これ、1章、2章分の時間ぐらいで終わってしまいそうですが、終わりますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここに私のカンニングペーパーがありますけど、ほかに御発言がないようでしたら、本ワーキンググループとしての資料の工期の基準（案）で取りまとめさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ほかに御意見がないようですので、本日委員の方々から頂いた意見を尊重しながら、事務局において修正をしていただくこととし、その具体的な内容につきましては、メモには私一任ということになりますけれども、一応私のほうでも責任を持って内容を検討させていただきます。事務局と相談した上で、きちんとした基準として出していきたいと思しますので、よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、本日の議事は、これにて全て終了しました。

進行を事務局にお返しします。よろしく申し上げます。

【藤井建設業政策企画官】 ありがとうございました。

最後になりますけれども、国土交通省の審議官の美濃より一言御挨拶を申し上げます。

【美濃大臣官房審議官】 審議官の美濃でございます。本来ならば青木局長から御挨拶すべきところでございますが、残念ながら出席ができませんでしたので、甚だ僭越ではございますが、閉会に当たりまして、私のほうから一言御挨拶申し上げたいと存じます。

昨年の11月にこのワーキングを立ち上げまして、本日まで合計6回にわたりにまして、委員の皆様には御議論いただきまして、誠にありがとうございます。

特に3月以降につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催を見送る、あるいは書面開催にするという、極めて不規則な形で進めさせていただきまして、委員の皆様には御迷惑をおかけいたしました。御理解、御協力を賜りまして、ありがとうございます。次でございまして、

大変熱心な御議論いただきました結果、本日、工期に関する基準が大筋のところできまりましたこと、心より感謝申し上げます。

おかげさまで、本基準につきましては、現場の皆様のお声を頂戴し、実態に即したのものになったと実感しております。

取りまとめ案につきましては、今後、中央建設業審議会の総会で御審議を頂きまして、しっかりと公共・民間の発注者の方、あるいは建設業者団体の方々をはじめとしまして、あらゆる関係者の皆様に幅広く周知してまいります。

最後になりますが、多岐にわたる幅広い御議論を取りまとめたいただきました古阪座長をはじめとしまして、熱心に御議論いただいた各委員の皆様に、重ねて御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

【藤井建設業政策企画官】 ありがとうございました。

それでは、座長の下、取りまとめ案を作成いたしまして、中央建設業審議会総会にて御報告、御審議させていただくこととさせていただきます。

以上をもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ、誠にありがとうございました。

— 了 —